

神戸市告示第 356 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

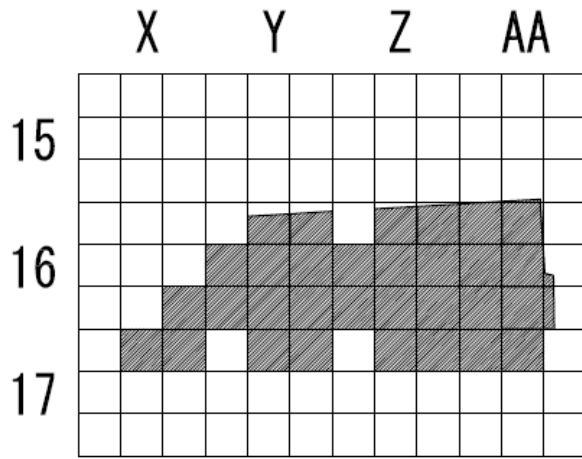
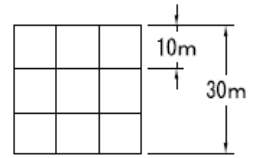
別図

<起点>
 起点は、神戸市中央区東川崎町
 2丁目14番1の北端(No.3126)地点
 とする。
 <格子の回転角度>
 24° 12' 28"

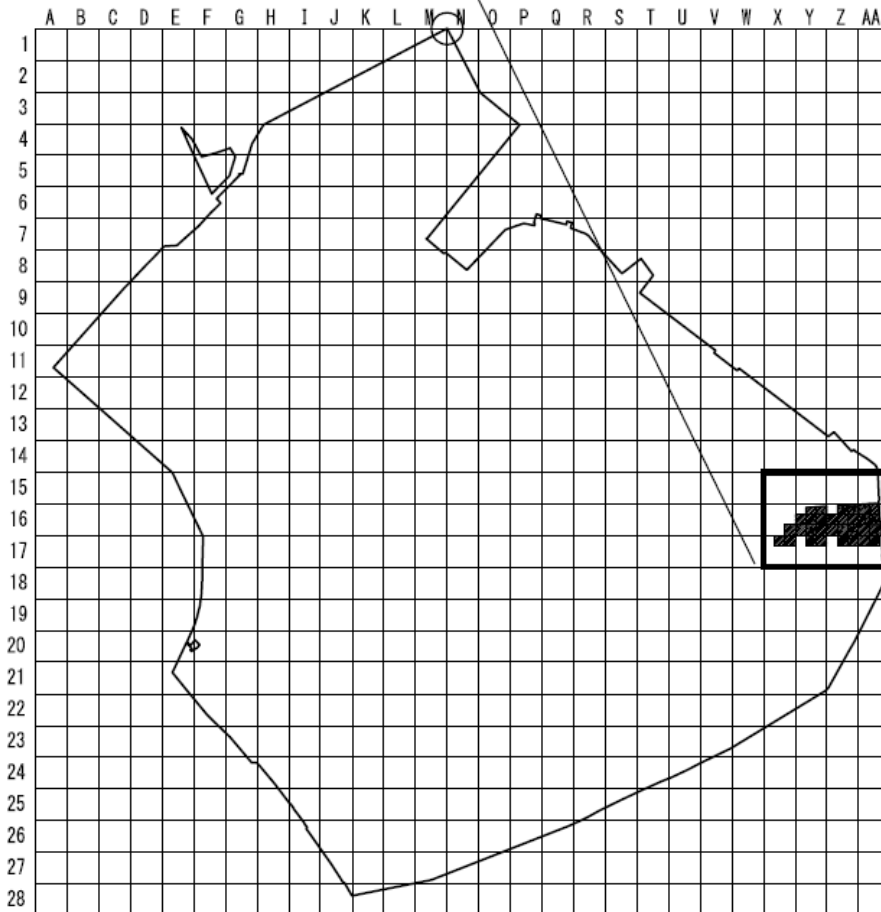
起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10mまたは30m間隔で
 引いた線により形成される格子
 を、起点を支点として座標北か
 ら時計回りに回転させた角度を
 示す。

<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- 形質変更時要届出区域



10m格子図



30m格子図